

(様式第2号)

平成30年度第5回 芦屋市景観認定審査会 会議要旨

日時	平成30年8月28日(火) 9:30~12:00
場所	東館3階 小会議室1
出席者	会長 山下 淳 委員 前田 由利, 宮前 保子, 角松 生史 事務局 白井都市計画課課長, 川島都市計画課係長, 山本都市計画課主査
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより, 当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報, 法人情報が含まれるため。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

(ア) 共同住宅(南宮町163番18)

(イ) 共同住宅(川西町55番)

イ 景観地区内における建築物等の認定状況について

ウ その他

2 審議経過

(1) 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

ア 共同住宅(南宮町163番18)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

〔付帯意見〕

本計画地の東西には, 戸建て住宅を中心としたまちなみが形成されていることから, 芦屋景観地区における「建築物の形態意匠の制限」項目別基準の大規模建築物の位置・規模3「周辺の景観と調和した建築スケールとし, 通りや周辺との連続性を維持し, 形成するような配置, 規模及び形態とすること」に, 直ちに適合しているとは言い難いが, 道路を挟んで南北にはそれぞれ大規模な共同住宅があることや, 北側には都市計画道路が計画決定していること等を勘案すれば, 認定することはやむなしと考える。

ただし, 周辺地域に対して影響を与えることには変わりはないため, 影響を最小限にするためにも, 敷地内の緑化や空地の確保など, 周辺地域への配慮が求められるところである。

イ 共同住宅(川西町55番)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事

務局より説明を行い，審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

平成30年7月24日から平成30年8月27日までの認定状況について報告を行った。